

長野県報

2月22日(木) 令和6年 (2024年) 第485号

目 次

#	_
古	亦

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課) 1	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	1
公共測量の実施 (3件) (建設政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
公共測量の終了(2件)(建設政策課)	3
広域連合の規約の変更の許可(2件)(市町村課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(森林政策課) 4	1
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)4	1
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) 5	5

着眼幕

長野県告示第94号

次に掲げる土地の区域は土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第31条第1項の基準に適合しないため、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定します。

令和6年2月22日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土地の区域 (形質変更時要届出区域) 安曇野市穂高8391番3の一部及び8392番2の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第95号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30 条の規定により告示します。

令和6年2月22日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 上伊那郡辰野町大字平出2936 から 2938 まで、2939 の 1、2939 の 2、2948、2949 のロ、2967
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第96号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年2月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

2 作業期間

令和6年2月5日から令和6年3月29日まで

3 作業地域

長野市、須坂市、上高井郡小布施町

建設政策課

長野県告示第97号

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年2月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 千曲川上流計画区の空中写真撮影

2 作業期間

令和5年6月19日から令和5年12月20日まで

3 作業地域

長野市、上田市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山 / 内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町、上水内郡小川村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第98号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公 共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年2月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 街区基準点改測

2 作業期間

令和6年1月31日から令和6年3月15日まで

3 作業地域

駒ヶ根市

長野県告示第99号

塩尻市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共 測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年2月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 塩尻市基盤地図修正

2 作業期間

令和5年5月22日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第100号

麻績村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共 測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年2月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 令和5年度麻績村上水道台帳作成業務委託・麻績村下水道台帳作成業務委託

2 作業期間

令和5年5月9日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

長野市、千曲市、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡筑北村

建設政策課

長野県南信州地域振興局告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、令和6年2月6日付けで南信州広域連合の規約の変更を許可しました。

令和6年2月22日

長野県南信州地域振興局長 丹 羽 克 寿

市町村課

長野県松本地域振興局告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、令和6年2月1日付けで松本広域連合の規約の変更を許可しました。

令和6年2月22日

長野県松本地域振興局長 宮 島 克 夫

市町村課